

# 水質汚濁に係る環境基準

※環境基準の詳細については資料編を参照

## ■環境基準とは

環境基準は、水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件について、人の健康の保護、生活環境の保全の上で、「維持されることが望ましい基準」として、政府の目標として設けられています。その設定は、環境基本法に基づき、環境省が行っています。

## ■人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）とは

水環境の汚染を通じて、人の健康に影響を及ぼすおそれがある項目が選定されています。26物質の濃度について、全国一律の基準値が設けられています。



### ■健康項目はどのようにして選ばれるのか

人の健康に影響を及ぼす毒性や水環境中の存在状況等の観点から、水環境の汚染を通じて人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、対策を適切に講じていく必要があると考えられる物質が、対象となります。

### ■健康項目の基準値はどのようにして決められるのか

科学的な調査から得られた知見をもとに、十分な安全性を考慮し、生涯にわたって摂取をしても健康に影響が生じないレベルとして、基準値が設定されます。基準値は、人が直接口にする場合の健康影響（飲用）を基本に、水質汚濁を由来とする食品の影響（魚介類への濃縮）を考慮して設定されます。

## ■要監視項目とは

人の健康の保護に関連する物質であるものの、実際に河川などを測定してもあまり頻繁には検出されないこと等から、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものを要監視項目として設定しています。国などの行政機関による水環境における存在状況の監視などが行われています。現在27物質が選定されています。

### ※要調査項目とは

「要調査項目」は、個別物質ごとの「水環境リスク」は比較的大きくない、又は不明であるが、環境中での検出状況や複合影響等の観点からみて「水環境リスク」に関する知見の集積が必要な物質として、300物質群を選定したものです。

Q1 環境基準を超えている水域には、どのような対策が講じられるのですか？

A1 環境基準は行政上の政策目標ですので、これを達成するため、管轄する行政機関により、発生源の対策や下水道等の整備など、種々の施策がより一層推進されることとなります。

Q2 環境基準を超えた水を流すと、罰を受けますか？

A2 排出すると罰則を受ける水質の基準としては、「排水基準」が設けられています。（p-9参照）環境基準はあくまで行政上の政策目標であることから、基準が達成されない場合でも、誰かが法的に問責されたり、各種汚染源の責任が直ちに問われることはありません。しかし、環境基準が達成されないことは施策が不十分であることを示すものであり、国や地方公共団体により基準が達成できるよう規制強化も含め各種対策が実施されることとなります。行政機関から任意に協力を求められることもあり、みなさんの積極的な協力をお願いします。

## ■水質汚濁に係る環境基準とは

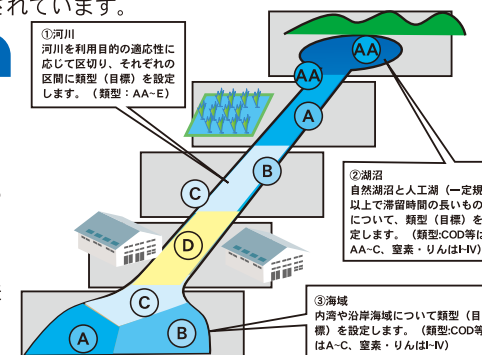
河川、湖沼、港湾、沿岸海域など公共の用に供される水域（「公共用水域」と呼ばれます。）及び地下水の水質について維持されることが望ましい基準です。人の健康の保護に関する項目と、生活環境の保全に関する項目の二つがあります。

## ■生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）とは

人の生活に密接な関係のある、財産や動植物とその生息環境などの保全を目的とした基準です。公共用水域（河川、湖沼、沿岸海域）は、人の生活の中で様々な利用されており、各水域の利用を保全するために必要な水質項目について基準値が設定されています。

### ■類型指定とは

生活環境項目は、水域毎に、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）、全リン（T-P）など、必要な項目が設定されています。これらは、水域の利用目的の適応性に応じて、目標となる「類型」（河川の場合、AA～Eの6類型）毎にまとめられ、それぞれ基準値が設定されています。実際の水域において、この類型の指定作業（※）を行い、それぞれの水域に目標が設定されることになります。※ 国は、2以上の都道府県にまたがる水域のうち、代表的なものについて、目標設定を行います。それ以外の水域については、都道府県が目標設定を行います。



### ■主な利用目的

<b>水道用水</b> 水道の原水としての利用を保全するものです。	<b>自然環境保全</b> 自然の景色を見て楽しむなどの利用を保全するものです。	<b>水産</b> 水産業を営む上で必要な水質を保全するものです。	<b>水浴</b> 水浴ができる限度を保全するものです。
<b>工業用水</b> 工業を営む上で必要な用水を保全するものです。	<b>農業用水</b> 農業を営む上で必要な用水を保全するものです。	<b>環境保全</b> 日常生活を営む上で不快を感じない限度を保全するものです。	<b>生物生息保全</b> 年間を通じて、底生生物が生息できる限度を保全するものです。

### ■水生生物の保全に係る環境基準とは

生活環境項目のうち、水生生物の保全に係る環境基準については、水生生物を守るため、それらに影響を与えるおそれがある物質について、目標値が定められています。



Q3 生活環境項目には、どのような項目がありますか？

A3 代表的な項目として、以下のようなものがあります。  
**BOD (生物化学的酸素要求量)**… 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標である。「Biochemical Oxygen Demand」の略。  
**COD (化学的酸素要求量)**… 水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標である。「Chemical Oxygen Demand」の略。  
**SS (浮遊物質量)**… 水中に浮遊または懸濁している粒子状物質のことで、粘土・鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、工場排水に由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。懸濁物質と呼ばれることもある。「Suspended Solids」の略。  
**T-N (全窒素)、T-P (全リン)**… それぞれ窒素化合物全体、りん化合物全体のこと。窒素、りんは、ともに植物の増殖に欠かせない元素だが、富栄養化の要因であり赤潮等を発生させる。